

基本企業情報	
代表者	代表者名は省略できません。フルネームで入力してください。
資本金	単位は「万円」です。半角数字で入力してください。
電話番号	携帯電話の番号は推奨していません。
webサイト	webサイトをお持ちの場合は、URLを入力してください。 なお当項目以外でURLは掲載できません。

採用担当者情報	
メールアドレス	フリーメールや携帯メールのアドレスは推奨していません。
勤務地	勤務地の住所は省略せず、番地まで明記してください。 支店や分室など勤務地が複数ある場合は、別途、新規でお申し込みください。 また、勤務地は日本国内に限ります。

求人広告情報（募集要項）	
職種	同じ職種でも仕事内容や雇用形態が異なる場合は、同じ職種を複数選択してください。 ただし、職種・雇用形態・仕事内容のすべてが同一の場合は、求職者の混乱を招く可能性があるため掲載できません。
仕事内容	「A-worker」は建築設計分野に特化した求人情報サイトです。 求職者も建築設計に準ずる仕事を求めていますので、関連が薄いと思われる仕事は、掲載をお断りする場合があります。 例) 掲載をお断りする仕事 経理などの一般事務、設計事務所のwebサイト制作、 溶接・電気・配管・内装などの現場工事、不動産・住宅・輸入建材などの販売営業、秘書、広報など。
応募条件	・求人広告に年齢制限を特定している表記は原則として掲載することができません。 例外的に年齢制限を行う場合は、求職者に対して、その理由を提示することが義務づけられています。 ・本人の能力や適正と無関係な制限も不可です。 性格や健康状態を応募者に求める表記や、国籍・人種、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員に関連する記載は、就職差別にあたる可能性がありますので掲載することができません。 掲載不可の例) 明るい方、健康な方、体力に自信のある方 掲載可の例) 明るい対応ができる方、元気な方、タフな方
最寄り駅	最寄りの交通機関がない場合は「自動車通勤」など、実際の通勤手段を入力してください。
給与	・地域別最低賃金で定められた金額を下回る給与は掲載できません。 金額が確定していない場合も、業務委託・SOHOを除き、一律で支給される最低額の明記が必要です。 (皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除いた額。) ・「応相談」「当社規定による」等の表記のみでは掲載できません。モデル給与のみの記載も不可です。 ・固定残業代を含む金額を表示する場合は、以下の記載が必要です。 【1】固定残業代の金額 【2】その金額に充当する労働時間数 【3】固定残業代を超える労働を行った場合は追加支給する旨
休日・休暇	あてはまる休日すべてにチェックしてください。 労働基準法に抵触する可能性があるものは掲載できません。

<p>年間休日</p>	<p>「休日・休暇」と「勤務時間」の内容によっては、労働基準法に抵触する恐れがあります。詳しくはこちらをご確認ください。</p> <p>年次有給休暇が付与されるすべての労働者には、5日間の年次有給休暇の取得が義務づけられます。年10日以上有給休暇が付与される可能性のある労働者は、以下の通りです。</p> <p>【1】入社後6か月が経過している正社員またはフルタイムの契約社員 【2】入社後3年半以上経過している週4日出勤のパート社員 【3】入社後5年半以上経過している週3日出勤のパート社員</p>
<p>勤務時間</p>	<p>1日に8時間、1週間に40時間を超えるなど、法定労働時間を超えるものは掲載できません。 残業時間は勤務時間に含まれません。</p>
<p>休憩時間</p>	<p>労働基準法に則って審査を行います。 労働時間が1日に6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は60分以上の休憩時間が義務づけられています。 詳しくはこちらをご確認ください。</p>
<p>平均残業時間</p>	<p>厚生労働省の時間外労働の上限規定に則って審査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。 ・臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働が年720時間以内 ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 ・時間外労働と休日労働の合計について、「1か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度 ・上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。 <p>特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にならなければなりません。</p> <p>（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。</p>
<p>待遇</p>	<p>「雇用保険」「労災保険」は従業員を雇うすべての企業様に加入が義務付けられているため、具体的な内容の明記を推奨しております。</p> <p>（例）</p> <p>-----</p> <p>・各種社会保険完備（雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険）</p> <p>-----</p>
<p>PR写真</p>	<p>以下の画像は掲載できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅と高さのサイズが4,000ピクセル以上 ・.jpg、.jpeg、.gif、.png 形式以外のデータ ・ファイルが破損している ・容量が3MBを超えているデータ ・求人広告内容と無関係の画像